

議案第55号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年10月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

町長、副町長及び教育長の給料月額を減額するため、本条例に必要な改正をするために提案する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年二宮町条例第60号の1）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（給料月額の特例措置）

- 8 平成30年10月1日に町長である者に係る平成30年10月及び11月に支給する給料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額から、100分の30に相当する額を減じた額とする。
- 9 平成30年10月1日に副町長である者に係る平成30年10月及び11月に支給する給料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額から、100分の30に相当する額を減じた額とする。
- 10 平成30年10月1日に教育長である者に係る平成30年10月及び11月に支給する給料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額から、100分の30に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 1～7 (略) <u>(給料月額の特例措置)</u></p> <p>8 <u>平成30年10月1日に町長である者に係る平成30年10月及び11月に支給する給料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額から、100分の30に相当する額を減じた額とする。</u></p> <p>9 <u>平成30年10月1日に副町長である者に係る平成30年10月及び11月に支給する給料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額から、100分の30に相当する額を減じた額とする。</u></p> <p>10 <u>平成30年10月1日に教育長である者に係る平成30年10月及び11月に支給する給料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額から、100分の30に相当する額を減じた額とする。</u></p>	<p>附 則 1～7 (略)</p>